保全事件·担保取消事件等 添付書類等一覧表

山口地方裁判所 令和5.10.1現在

	山口地方裁判所 令和5.10.1現在
不動産仮差押	添付郵券 (決定用) 1204円×(債権者+債務者数)
不動産仮処分(処分	(登記嘱託用) 574円+564円(返送用)※登記所が1か所の場合
禁止)	各種目録 (決定用) 当事者目録・請求債権目録・物件目録=各1部
	(登記嘱託用) 登記権利者義務者目録・物件目録=各1部※登記所が1か所の場合
	仮差押の登録免許税額請求債権額の1000分の4(100円未満の端数切捨て)
(債権者1名、債務者 1名の場合) 以下、同	仮処分の登録免許税額目的不動産の評価額の1000分の4(100円未満の端数切捨て)
T 和の場合/ 以 I 、同 じ	※ 登記権利者が非課税法人(日本政策金融公庫等)の場合は不要
同 取下げ	添付郵券 (取下通知用) 84円×債務者数
	(抹消登記嘱託用) 574円+564円(返送用)※登記所が1か所の場合
	(滞納処分庁があるときには滞納処分庁への通知 (84円切手必要))
	取下書副本 債務者数
	各種目録 (抹消登記嘱託用) 登記権利者義務者目録・物件目録=各1部※登記所が1か所の場合
	抹消登記の登録免許税額…1000円×物件の筆数
	(ただし、法務局1か所につき20筆以上の場合は定額2万円)
	(マンションにつき敷地権は1筆と数える)
	(最新の不動産登記事項証明書(インターネットの分でも可) は必要に応じて提出)
債権仮差押	添付郵券 (決定用) 1 2 5 0 円× (第三債務者数)
	1 2 O 4 円× (債権者数+債務者数)
申立手数料2000円	(陳述催告・第三債務者→裁判所返送用) 564円
	(陳述催告・裁判所→債権者へ送付用) 84円
	各種目録 (決定用) 当事者目録・請求債権目録・仮差押債権目録=各1部
	(次之川) 当事有自然 明水原惟自然 次左升原惟自然一日主即
同 取下げ	添付郵券 (取下通知用) 84円×(債務者数+第三債務者数)
	(滞納処分庁があるときには滞納処分庁への通知 (84円切手必要))
	取下書副本 債務者数+第三債務者数
動産仮差押	添付郵券 債権者に対しては決定正本を交付送達(交付送達ができない場合は1204円)
申立手数料2000円	債務者に対しては原則、保全執行後に決定正本を送達 1204円×債務者数
	各種目録 当事者目録・請求債権目録=各1部
仮処分 (要審尋)	添付郵券 合計 5792円
仮処分(要審尋) 申立手数料2000円	添付郵券 合計 5792円
	添付郵券 合計 5792円
	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚)
申立手数料2000円	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要)
申立手数料2000円	添付郵券 合計 5792円
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) 下記の民訴・供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各1通 791~Ⅲ (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付)
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) 下記の民訴・供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各1通 79Ⅰ~Ⅲ (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) 共通書類 (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す)
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) 下記の民訴・供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各1通 79Ⅰ~Ⅲ (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) 共通書類 (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書1通(日付空欄のもの)
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) 下記の民訴 ・供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各1通 (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) 共通書類 (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書1通(日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) ・記の民訴 79 I~III 共通書類 (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書1通(日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) ・門記の民訴 (東京) ・供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各1通 (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書1通(日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒 民訴 79 添付郵券 1194円×被申立人数 (勝訴型) 84円×申立人数
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) ・記の民訴 79 I~III 共通書類 (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書1通(日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒 民訴 79 添付郵券 1194円×被申立人数 (勝訴型) 84円×申立人数 添付書類 ・全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書 1 通 (収入印紙不要) ・担保取消の申立書 1 通 (収入印紙不要) ・供託 (支払保証委託契約) 原因消滅証明の申請書と副本各 1 通 (申請書には、証明事項 1 件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書 1 通 (日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手 (94円)を貼付した返信用封筒 民訴 79 添付郵券 1194円×被申立人数 (勝訴型) 84円×申立人数 ・全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書 (上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決正本が必要)
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書 1 通 (収入印紙不要) ・担保取消の申立書 1 通 (収入印紙不要) ・供託 (支払保証委託契約) 原因消滅証明の申請書と副本各 1 通 (申請書には、証明事項 1 件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書 1 通 (日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手 (94円)を貼付した返信用封筒 民訴 79 添付郵券 1194円×被申立人数 (勝訴型) 84円×申立人数 ・全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書 (上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決正本が必要) ・同判決確定証明書
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5 7 9 2 円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2 円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書 1 通(収入印紙不要) ・担保取消の申立書 1 通(収入印紙不要) ・供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各 1 通 (申請書には、証明事項 1 件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書 1 通(日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手(9 4 円)を貼付した返信用封筒 民訴 7 9 添付郵券 1 1 9 4 円×被申立人数 (勝訴型) 8 4 円×被申立人数 添付書類 ・全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書 (上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決正本が必要) ・同判決確定証明書 民訴 7 9 1 添付郵券 8 4 円×(申立人数+被申立人数)
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5 7 9 2 円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2 円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書 1 通 (収入印紙不要) ・担保取消の申立書 1 通 (収入印紙不要) 下記の民訴 7 9 I ~ III (申請書には、証明事項 1 件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書 1 通 (日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手 (9 4 円)を貼付した返信用封筒 民訴 7 9 添付郵券 1 1 9 4 円×被申立人数 8 4 円×申立人数 ※付書類 ・全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書 (上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決正本が必要) ・同判決確定証明書 民訴 7 9 I 添付郵券 8 4 円×(申立人数+被申立人数) ・同意書又は和解調書正本 ・同意書による同意の場合のその他の添付書類(例:被申立人の印鑑証明書、
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5 7 9 2 円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2 円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書 1 通(収入印紙不要) ・担保取消の申立書 1 通(収入印紙不要) ・供託 (支払保証委託契約) 原因消滅証明の申請書と副本各 1 通 (申請書には、証明事項 1 件につき収入印紙150円を貼付) ・(供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書 1 通 (日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒 民訴 7 9 添付郵券 1 1 9 4 円×被申立人数
申立手数料2000円 担保取消決定申立	 添付郵券 合計 5792円
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5 7 9 2 円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2 円×10枚) 添付書類 申立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書 1 通(収入印紙不要) ・担保取消の申立書 1 通(収入印紙不要) ・供託 (支払保証委託契約) 原因消滅証明の申請書と副本各 1 通 (申請書には、証明事項 1 件につき収入印紙150円を貼付) ・(供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) ・同証明書の受書 1 通 (日付空欄のもの) ・証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒 民訴 7 9 添付郵券 1 1 9 4 円×被申立人数
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5 7 9 2 円
申立手数料2000円 担保取消決定申立	添付郵券 合計 5792円 (内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚) 郷中立書副本 疎明資料写し ・担保取消の申立書1通(収入印紙不要) ・供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各1通 (申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) ・同証明書の受書1通(日付空欄のもの)・証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒 氏訴 79 添付郵券 1194円×被申立人数 84円×申立人数 ※付書類 ・全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書(上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決正本が必要)・同判決確定証明書 84円×(申立人数+被申立人数)・同意書又は和解調書正本・同意書又は和解調書正本・同意書又は和解調書正本・同意書とよる同意の場合のその他の添付書類(例:被申立人の印鑑証明書、被申立人の即時抗告権放棄の上申書) 日194円×被申立人数×2(権利行使催告用含む) 84円×申立人数 ・本案提起している場合は、訴訟が終了していることを示す文書(判決正本及び同判決確定証明書、訴状の写しを添付した訴えの取下証明書など)・本案訴訟を提起していない場合は、その旨を申立書に記載する。

起訴命令申立て	債権者が保全命令を取得したのに本案の訴えを提起しない場合、債務者は発令裁判所に対して、
	本案の訴えを提起するよう申し立てることができる。→民保法37 I
申立手数料不要 添付郵券	1204円×(相手方数)、 84円×(申立人数)
保全異議の申立・保全取消申	立 添付郵券 5792円 (内訳・仮処分(要審尋と同じ)
申立手数料500円	
(債権者1名、債務者1名の場合)	添付書類 申立書副本、疎明資料写し